

II 用語の解説

人 口

本報告書における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3ヶ月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

面 積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・都市庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した令和2年10月1日現在の「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区(DIDs)の面積は、総務省統計局において測定したものである。

人 口 性 比

人口性比とは、女性100人に対する男性の数である。

年 齢

年齢は、令和2年9月30日現在による満年齢である。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚 —— まだ結婚をしたことのない人

有配偶 —— 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死 別 —— 妻又は夫と死別して独身の人

離 別 —— 妻又は夫と離別して独身の人

世帯の種類

世帯は次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

「一般世帯」とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に關係なく雇主の世帯に含めた。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 —— 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 —— 病院・療養所などに、既に3ヶ月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 —— 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 —— 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 —— 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 —— 定まった住居を持たない単身者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など

世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との族柄により、次のとおり区分した。

- A 親族のみの世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯。
- B 非親族を含む世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係がない人（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる世帯。
- C 単独世帯 —— 世帯人員が一人の世帯。

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子どもから成る世帯
- (3) 男親と子どもから成る世帯
- (4) 女親と子どもから成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (1) 夫婦と両親から成る世帯
- (2) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (3) 夫婦、子どもと両親から成る世帯
- (4) 夫婦、子どもとひとり親から成る世帯
- (5) 夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）から成る世帯
- (6) 夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (7) 夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）から成る世帯
- (8) 夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯
- (9) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (10) 他に分類されない親族世帯

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅 —— 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物。（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことのできるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。
なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外 —— 寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

1. 主世帯：「間借り」以外の5区分に居住する世帯。

(1) 持ち家 —— 居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅など支払が完了していない場合も含まれる。

(2) 公営の借家 —— その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

(3) 都市再生機構・公社の借家 —— その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者

用宿舎) も含まれる。

(4) 民営の借家 —— その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

(5) 給与住宅 —— 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

なお、この場合、家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

2. 間借り：他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の5つに区分している。

1. 一戸建：1建物が1住宅であるもの。

なお、店舗併用住宅でも1建物が1住宅であればここに含まれる。

2. 長屋建：二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。テラスハウスも含む。

3. 共同住宅：棟の中に二つ以上の住宅があるので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

4. その他：上記以外で、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合。

人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなつたため、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から設定されたものである。

令和2年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

(1) 令和2年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

(2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接していること。

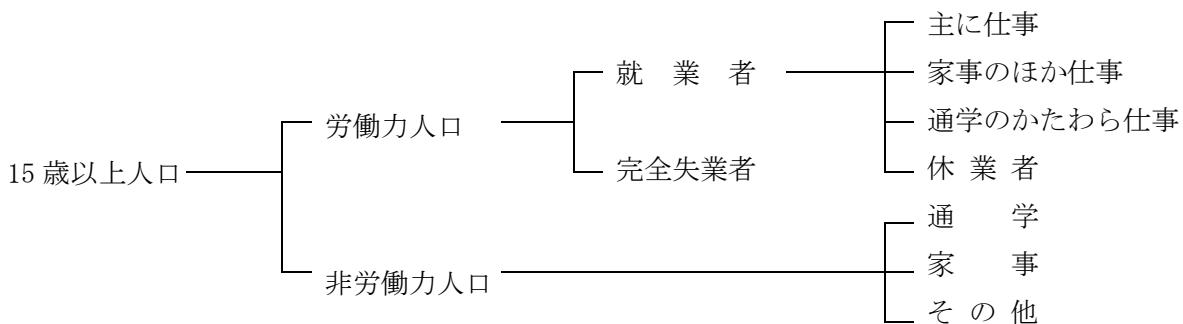
(3) それらの地域の人口が令和2年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している

基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記(2)を構成する地域に含める。

労働力状態

15歳以上の者について、令和2年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



1. 労働力人口：就業者と完全失業者を合わせたもの。

(1) 就業者 —— 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人。

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(ア) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。

(イ) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合。

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めた。

- ・ 主に仕事 — 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合。
- ・ 家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事を（パートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など）した場合。

・ 通学のかたわら仕事 — 主に通学していて、そのかたわら、アルバイトなど少しでも収入を伴う仕事をした場合。

・ 休業者 — 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。また、事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合。

(2) 完全失業者 —— 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くこ

とが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

2. 非労働力人口：調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

- (1) 家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
- (2) 通学 — 主に通学していた場合
- (3) その他 — 上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

なお、ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

- 1. 雇用者：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人。
- 2. 役員：会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員。
- 3. 雇人のある業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。
- 4. 雇人のない業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人。
- 5. 家族従業者：農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。
- 6. 家庭内職者：家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人。

産業

産業は、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある人は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類した。

令和2年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類の次のように集約したものである。

第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

産業大分類のうち、「T 分類不能の産業」については上記3区分に含まない。